第5章)原子力利用の大前提となる国民からの信頼回復

東電福島第一原発事故の政府事故調報告書では、事故の状況や放射線の人体への影響 等についての政府や東京電力から国民に対する情報提供の方法や内容に多くの課題が あったことが指摘されました。また、事故が発生した際の緊急時だけでなく、平時の情 報提供の在り方についても課題が指摘されています。これらの課題は、国民の原子力に 対する不信・不安を招く主原因の一つとなったと考えられ、情報提供等の取組に関する 政府や事業者による試行錯誤が続けられています。

今般、原子力委員会が改定した「原子力利用に関する基本的考え方」では、基本目標と して、「全ての原子力関係者は、国民からの信頼回復が原子力利用の大前提であることを 肝に銘じて、具体的な取組を進めていく。その際、国民の声に謙虚に耳を傾けるととも に、原子力利用に関する透明性を確保し、国民一人一人ができる限り理解を深め、『じぶ んごと』としての意見を形成していくことのできる環境を整えていくことが必要である。 そのため、原子力関連機関は、科学の不確実性やリスクにも十分留意しながら、情報を 発信する側と情報を受け取る側の双方向の対話等をより一層進めるとともに、科学的に 正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報を提供する取組を推進する。」としてい ます。

このような目標の下で、国や事業者を始めとする原子力関係機関は、情報提供やコミュ ニケーション活動等の取組を進めています。

5-1 理解の深化に向けた方向性と信頼回復

東電福島第一原発事故は、福島県民を始め多くの国民に多大な被害を及ぼしました。事故 から既に12年が経過した現在でも、依然として国民の原子力への不信・不安が根強く残っ ています。さらに、事故を契機に、我が国における原子力利用は、原子力発電施設等立地地 域に限らず、電力供給の恩恵を受けてきた国民全体の問題として捉えられるようになった 面があるとも言われています。

事故により失われた原子力利用に対する信頼は未だ回復するには至っていません。原子 力に携わる関係者は、引き続き立地地域を始めとする国民の声に謙虚に耳を傾けるととも に、原子力利用に関する透明性を確保し、国民の不信・不安に対して真摯に向き合うことが 不可欠です。そのためにまず、東電福島第一原発事故以降行われてきた取組事例の評価、検 証による教訓等を活かしつつ、科学の不確実性やリスクにも十分留意しながら、双方向の対 話や広聴等のコミュニケーション活動をより一層進め、国民の関心に応え、取組や活動を強 化していくことが必要です。情報源、情報内容とも多様化する中、また、国民が自らの関心 に応じて情報を自ら取捨選択できるよう、科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基

づく情報体系を整えることに努め、このような情報に基づいて国民一人一人が理解を深めた上で自らの意見を形成していけるような環境の整備を進めることが求められます。特に、国や事業者が新たな政策や取組を実施する際には、それらのメリットを紹介するだけでなく、新たに生じる可能性のある課題にも目を向けた包括的な情報発信や国民とのコミュニケーションを図っていく必要があります。

また、IT 技術の進化に伴いコミュニケーション方法が多様化している中、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS¹)を始めとした情報入手手段の急速な変化に柔軟に対応し、各種媒体を活用した情報整備について常に改善を図っていくことも必要です。

5-2 科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報体系の整備と 国民への提供

原子力委員会は 2016 年 12 月、理解の深化に向けた根拠に基づく情報体系の構築についての見解を取りまとめました。同見解では、国民が自らの関心や疑問に応じて自ら検索し、必要に応じて専門的な情報までたどれるように、一般向け情報、橋渡し情報、専門家向け情報、根拠等の各階層をつなぐ情報体系を整備することの必要性を指摘しています(図 5-1)。また、同見解では、国民の関心が大きく、原子力政策の観点でも重要な分野から着手するべきとしており、特に「地球環境・経済性・エネルギーセキュリティ(3E)」及び「安全・防災(S)」については、原子力関係機関による情報体系の具体化が進められています。加えて、原子力委員会が 2023 年 2 月に改定した「基本的考え方」においては、ポータルサイトなどによる情報へのアクセシビリティの向上が重要である旨を記載しています。

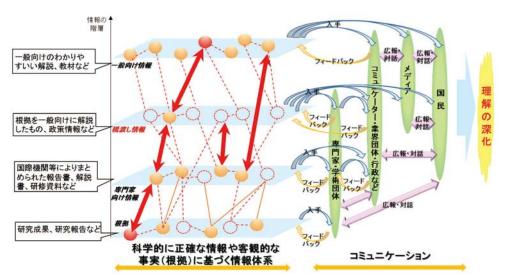


図 5-1 理解の深化~根拠に基づく情報体系の整備について~

(出典)原子力委員会 「理解の深化~根拠に基づく情報体系の整備について~(見解)」(2016年)

¹ Social Networking Service

原子力機構は、原子力に関連した科学的かつ客観的な情報提供を行う「原子力百科事典 ATOMICA2」の再構築を行っています。2022年度には、「高温ガス炉による核熱エネルギー利 用」等の一部の記事が更新されました。

一般財団法人日本原子力文化財団は、エネルギーや原子力に関する網羅的な情報を提供 するウェブサイト「エネ百科³」や「原子力総合パンフレット⁴」を運営しています。これら では、原子力やエネルギーに関するさまざまな情報を子ども向けコラムや原子力防災に関 するコンテンツ等も含め提供されています(図 5-2)。



トップページ 図 5-2 原子力総合パンフレット

(出典)一般社団法人日本原子力文化財団 「原子力総合パンフレット 2021 年度版 |を基に作成

そのほかにも、一般向けから専門家向けまで、各原子力関連機関による情報発信が行われ ており、電気事業連合会を中心に、それらのコンテンツ間で階層構造を整理し、互いに URL を掲載するなど、全体として情報体系を整備する取組が進められています(図 5-3)。

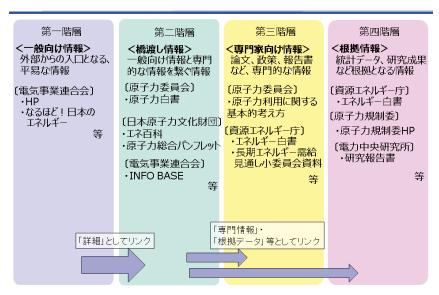


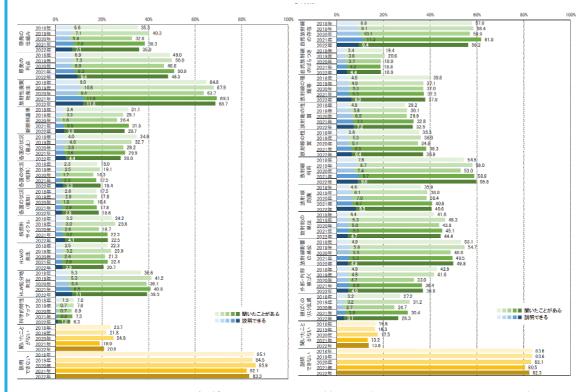
図 5-3 各原子力関連機関のコンテンツ間の接続イメージ

(出典)第11回原子力委員会資料1-2号電気事業連合会「根拠に基づく情報体系整備状況について」(2018年)を基に一部内閣府修正

https://atomica.jaea.go.jp/
https://www.ene100.jp/
https://www.jaero.or.jp/sogo/

コラム ~原子力に関する世論調査~

これまでも科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報体系が整備され、継続的に国民へ情報提供が行われていますが、国民における原子力や放射線に関する情報に対する理解は十分に深まっていないのが実態です。「原子力に関する世論調査(2022 年度)」によると、原子力分野(ここでは原子力発電分野を指す。)において「あなたが『聞いたことがある項目』」に関する設問と「あなたが『他の人に説明できる項目』」に関する設問(複数回答可)では、「どの項目も聞いたことがない」を選択する人は全体の 20.8% (2018 年度調査では 23.7%) でしたが、「どの項目も説明できない」を選択する人は全体の 83.3% (2018 年度調査では 85.1%) でした。また、放射線分野についての同様の設問においても、「どの項目も聞いたことがない」を選択する人は全体の 13.6% (2018 年度調査では 16.6%) でしたが、「どの項目も説明できない」の選択者は 82.3% (2017 年度調査では 83.6%) でした。この結果から、原子力や放射線に関する情報を聞いたことはある人や、他者に説明できる程度に理解している人は増えてきてはいるものの、未だ少ないことが推察されます。原子力のメリット、デメリットに関して、科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報体系に基づいて国民一人一人が理解を深めた上で自らの意見を形成していけるような環境の整備や教育の実施を今後も継続的に実施していくことが必要です。



原子力分野(左図)、放射線分野(右図)の情報保有量に関するアンケート結果 (出典)一般財団法人日本原子力文化財団「原子力に関する世論調査(2022年度)調査結果」

5-3 コミュニケーション活動の強化

以前は、我が国の原子力分野におけるコミュニケーション活動では、情報や決定事項を一方的に提供し、それを理解・支持してもらうことに主眼が置かれてきました。しかし、現代では、個々人が様々な情報に容易にアクセスすることが可能になりました。今後、我が国のコミュニケーション活動を考える上で、従前の枠組みでは見落としがちであった図 5-4 のような視点が必要と考えられています。

- ◇ どのような者が政策や事業の影響を受けるかの把握(様々なステークホルダーの特定)
- ◇ ステークホルダーが何を知りたいかの把握
- ◇ ステークホルダーの関心やニーズを踏まえたコミュニケーション活動の実施

図 5-4 原子力に係るコミュニケーションにおいて我が国で見落としがちな視点

(出典)第9回原子力委員会資料第1-1号原子力政策担当室「ステークホルダー・インボルブメントに関する取組について」 (2018年)に基づき作成

このような状況を踏まえ、原子力委員会は、原子力分野におけるステークホルダーと関わる取組全体を「ステークホルダー・インボルブメント」と定義し、2018 年 3 月にその基本的な考え方を取りまとめました(図 5-5)。ステークホルダー・インボルブメントを進める上では、情報環境の整備、双方向の対話、ステークホルダー・エンゲージメント(参画)のそれぞれの目的を明確に設定し、状況やテーマに応じて最適な方法を選択・組み合わせることが必要です。コミュニケーション活動には画一的な方法はなく、ステークホルダーの関心や不安に真摯に向き合い対応していくことが重要であり、関係機関で目的に応じたコミュニケーションの在り方を考え、ステークホルダーとの間での信頼関係構築につなげていくことが求められます。

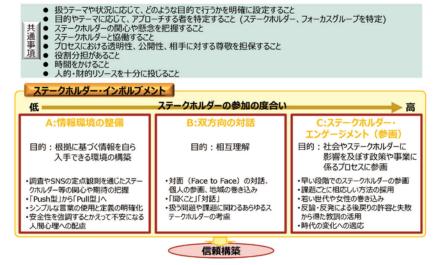


図 5-5 ステークホルダー・インボルブメントの要点

(出典)第9回原子力委員会資料第1-1号 原子力政策担当室「ステークホルダー・インボルブメントに関する取組について」(2018年)

原子力委員会の「基本的考え方」(2023年2月)においても、各関連機関が科学的に正確な情報や客観的な事実に基づいた対話やリスクコミュニケーションを進める必要性が記載

されています。これらを進める上で、相互理解のための双方向の対話に加え、科学のみでは 正解や解決策を提供できない問題が存在することを認識し、様々な社会情勢を踏まえた上 で、国民に原子力関連の知見を分かりやすく翻訳して橋渡しすることが重要であり、それが できる橋渡し人材を国や原子力関連機関で育成することも重要であると追記されました。

例えば、量研では、学校における放射線教育向上と地域住民への放射線に関する知識普及 を目的として「教員のための放射線基礎コース」を開講しています。同コースでは、学校の 授業で取り入れることのできる実験などを体験しながら、自然の放射線、様々な測定器につ いて学ぶことができます。こうした原子力・放射線分野の事例や他分野におけるサイエンス コミュニケーター育成の先行事例を参考にしつつ、原子力分野におけるサイエンスコミュ ニケーターの育成を強化することが重要です。

5-4 原子力関係機関における取組

(1) 国による情報発信やコミュニケーション活動

原子力利用に当たっては、その重要性や安全対策、原子力防災対策等について、様々な機 会を利用して、丁寧に説明することが重要です。原子力委員会は、原子力に関する活動内容 を原子力白書として毎年国民に提供しています。その上で、情報提供活動の一環として、大 学生等に対する講義、講演の中で直接説明を実施してきています。また、海外では、IAEA 総 会での英語版(概要)の配布と説明、国際会議での講演を通じて紹介しています。このよう な活動については、今後も積極的に行っていくこととしています。

資源エネルギー庁では、東電福島第一原発事故の反省を踏まえ、国民や立地地域との信 頼関係を再構築するために、エネルギー、原子力政策等に関する広報・広聴活動を実施し ています。この活動では、立地地域はもちろん、電力消費地域や次世代層を始めとした国 民全体に対して、シンポジウムや説明会等においてエネルギー政策に関する説明を 2016 年から累計820回以上実施し、多様な機会を捉えてエネルギー政策等の理解促進活動に取 り組んでいます。

近年ではウェブサイトを通じた活動等の充実に努めています。例えば、エネルギーに関 する記事を分かりやすく発信する情報サイト「みんなで考えよう、エネルギーのこれから (エネこれ)」としてウェブサイトを更新しています(図 5-6)。同コンテンツでは、2017 年6月の開始から、これまで約340本の記事を配信しており、うち原子力や福島復興関連 の記事は60本以上配信し、原子力の基礎的な情報からイノベーションの動向などタイム リーな話題についても展開しています。

「広報・調査等交付金」事業では、立地地域の住民の理解促進を図るため、地方公共団体 が行う原子力発電に係る対話や知識の普及等の原子力広報の各種取組への支援を行ってい ます。なお、過年度に同交付金を活用して実施された広報事業等の概要と評価をまとめた報 告書は、資源エネルギー庁のウェブサイトにて公開されています。



図 5-6 **資源エネルギー庁情報サイト「みんなで考えよう、エネルギーのこれから(エネこれ)」** (出典) 資源エネルギー庁ウェブサイト⁵より作成

高レベル放射性廃棄物の最終処分(地層処分) 6に関しては、科学的特性マップ等を活用して国民理解・地域理解を深めていくための取組として、資源エネルギー庁、原子力発電環境整備機構(NUMO⁷。以下「原環機構」という。)により、対話型全国説明会を始めとするコミュニケーション活動が全国各地で行われています(図 5-7)。また、2020年11月から北海道の寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されたことを受けて、原環機構は2021年3月に、住民からの様々な質問や問合せにきめ細かく対応するため、職員が常駐するコミュニ

ケーションの拠点として「NUMO 寿都交流センター」及び「NUMO 神恵内交流センター」を開設しました。2021 年4月からは、住民、経済産業省、原環機構等が参加し、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業の仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況、地域の将来ビジョン等に関する意見交換を行う場として、「対話の場」が開催されています。2022 年度は、寿都町における「対話の場」が合計7回、神恵内村における「対話の場」が合計7回、それぞれ開催されました。



図 5-7 対話型全国説明会の様子 (出典)原環機構「高レベル放射性廃棄物の最 終処分に関する対話型全国説明会」

原子力規制委員会では、2017 年 11 月に行った 2012 年の発足以降 5 年間の活動に関する振り返りの議論の中で、立地地域の地方公共団体とのコミュニケーションの向上の必要性を確認したことを踏まえ、委員による現地視察及び地元関係者との意見交換を実施してい

⁵ https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/

⁶ 第 6 章 6-3(2)③「高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を推進するための取組」を参照。

⁷ Nuclear Waste Management Organization

ます。具体的には、委員が分担して国内の原子力施設を視察するとともに、当該原子力施設 に関する規制上の諸問題について、被規制者だけでなく希望する地元関係者を交えた意見 交換を継続的に行っています。

そのほか、福島の復興・再生に向けた風評払拭のための取組については第1章1-1(2)⑤ 4)「風評払拭・リスクコミュニケーションの強化」に記載しています。

コラム ~原環機構による企業と連携した広報活動~

原環機構は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業の周知等を目的として、企業と連携した広報活動を実施しています。具体的には、若者を主な対象としたメディアである「新 R25」の WEB サイトに、青森県六ケ所村にある再処理工場と高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに関するタイアップ記事を掲載し、高レベル放射性廃棄物の現状について発信しています。ABC クッキングスタジオの WEB サイトには、同スタジオの生徒がワイン造りを通して地層処分に必要な地質環境について学習する様子を取り上げた記事が掲載されています。







新 R25 タイアップ記事

ABC クッキングスタジオタイアップ記事

(出典)原環機構「ABC クッキングスタジオと新 R25 でのタイアップ記事掲載について」(2022 年)

また、企業とタイアップした動画コンテンツによる発信も行っています。例えば、マイナビニュースによるツイッター番組「竹山家のお茶の間で団らん」とのタイアップ企画を2回 実施しています。同企画では、カンニング竹山氏を中心とした竹山家が、北海道にある原子力機構の幌延深地層研究センター ゆめ地創館や、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する文献調査を実施している北海道の神恵内村を訪問する様子を配信しました。

(2) 原子力関係事業者による情報発信やコミュニケーション活動

各原子力関係事業者は、原子力発電所の周辺地域において地方公共団体や住民等とのコミュニケーションを行っています。例えば、原子力総合防災訓練に参加し、防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認を行うことや、発電所周辺自治体へ毎月訪問して原子力に係る情報提供や問合せ対応等を行っています。また、一般市民への説明においては、原子力発電所やその安全対策の取組についてより理解を深められるよう、投影装置、映像、ジオラマ、VR スコープを活用した説明会や見学会等が実施されています。2021 年 8 月から、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)は、浜岡原子力発電所のオンライン見学会を開催し、発電所の所員による発電所の概要や安全対策の解説を行っています。九州電力は、2022年3月より360° VRやCG映像を活用したバーチャル見学会を開始しています(図5-8)。

コラム

~英国のパブリックダイアログの支援~

国民の理解の深化に向けては根拠に基づく情報体系の構築に加えて、科学的に正確な情報や客観的な事実に基づいた対話やリスクコミュニケーションが重要です。

英国では、政府機関等により科学技術関連のパブリックダイアログ®を支援する取組(「Sciencewise」プログラム)が行われており、その取組の中で双方向のサイエンスコミュニケーションの場をつくる人材への支援としてパブリックダイアログの要点をまとめた「Sciencewise Guiding Principles」を提供しています。

[Sciencewise Guiding Principles]:

- ・ 対話が促進されるような状況をつくる(目的と目標を明確にする、対話参加者同士が 打ち解ける時間を設ける等)
- ・ 対話の際に取り上げる問題や政策意見には参加者の興味を反映する(市民や公的・私 的機関の科学者、政策決定者からの希望や懸念事項を包含する等)
- ・ 対話のプロセス自体が政策の設計や実行における最適な手法となるようにする (参加 者に多様な観点からの情報や見方を提示する等)
- ・ 求める成果をもたらすような対話の場を設定する(次の学習・行動に繋がるような成果を目指す等)
- ・ 学びに貢献するような対話のプロセスにする (第三者評価を実施する等)

具体的な取組事例として、例えば、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省とそのパートナー機関(Sciencewise等)が、2020年1月~2021年7月に実施した先進原子力技術と小型モジュール炉(SMR)に関するパブリックダイアログがあります。「先進炉の開発と利用についての参加者の認識・希望・懸念事項を理解する」、「先進炉に対する参加者の見方に影響を及ぼしている要因や、見方を変化させうる要因を見つける」、「先進炉の立地と利用方法を検討する際に参加者が優先したい事項を理解する」の3点を目標に掲げ、2021年1月~2月に「Sciencewise Guiding Principles」に則して6週間にかけて6回のオンラインワークショップを開催しました。ワークショップの参加対象の抽出に当たっては、英国における年齢別人口や性別、人種、仕事における地位、居住地(都市部・地方部)の分布が反映されるように考慮されます。先進炉の将来的な立地は意図されず、原子力施設や他の産業施設との近さに基づいて対象地域の選定が行われます。今回のオンラインワークショップでは、民間企業のデータベースを利用して参加者を募集しました。そして、選定された地域の周辺住民等を含む71名がダイアログに参加しました。このワークショップの第三者評価報告書では「先進炉に関する疑問を有する市民との継続的な関与の出発点として寄与することへの期待が広まっている」等と評価されています。

 $^{^8}$ 将来の政策決定に関わる問題を検討することを目的として、政策立案者と科学者、その他関係者が対話を行うプロセスのこと

さらに住民等との双方向のコミュニケーションを重視した取組も行われています。例えば、2022年3月、東北電力株式会社(以下「東北電力」という。)は青森県東通村砂子又地区にコミュニケーション拠点として「東通原子力発電所立地地域事務所」を開所しました。事務所の他にイベントホールや商業施設を併設しており、東北電力東通原子力発電所や地域の情報の発信の場や地域住民との交流拠点としての活用を目指しています。関西電力は、技術系社員が各戸を訪問して住民と直接対話を行う取組を行っており、美浜町や高浜町、おおい町等において実施しています(図 5-8)。

原子力発電所の立地地域や周辺地域のみでなく、電気事業連合会による広く国民全体やメディアに向けた情報発信も行われています。ツイッター等の SNS を含む様々な媒体を活用し、広報誌の発行や動画やマンガ等のコンテンツの公表等を実施しています。例えば、電気事業連合会は、有識者とタレントがエネルギー事情について分かりやすく解説する動画「エネルギーアカデミー」を YouTube に公開しています。今後も、これらの原子力関係事業者による取組を継続するとともに、より一層強化していくことが求められています。





図 5-8 関西電力の直接対話(左)及び九州電力のバーチャル見学会(右)

(出典)第28回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会資料5 電気事業連合会「事業者によるコミュニケーション活動および地域共生の取り組み」(2022年)

上述のような情報提供やコミュニケーションに向けた取組に加え、原子力に対する信頼回復には、何より原子力発電事業者がコンプライアンスを遵守し、ルール違反を起こさず、不都合な情報も隠ぺいしないことが必要です。2020年度に発覚した、東電柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失⁹は、信頼回復に強く影響する事案でした。原子力規制委員会による、東京電力に対する是正措置命令(2021年4月)に対応し、改善措置を進める一方、地元への説明、また、根本原因分析、改善措置活動の計画等を取りまとめた原子力規制委員会への報告内容等に関し、柏崎市・刈羽村をはじめ、新潟県内で「コミュニケーションブース」を開催し、内容の説明とともに質問や意見を聴取してきています。改めて言うまでもなく、一度失われた信頼を再び取り戻すためには、事案に至った原因を根本にまで戻って究明し実効性のある組織内部の改善に取り組んでいくとともに、地元を中心に社会に対し真摯な取組について常に意を尽くして説明し、意見に応えていくことが必要です。

⁹第1章 1-2(1)③ 3)ハ)「原子力規制検査の実施」を参照。

東電福島第一原発の廃炉に関する情報発信やコミュニケーション活動

東電福島第一原発の廃炉については、福島県や国民の理解を得ながら進めていく必要が あります。そのため、正確な情報の発信やコミュニケーションの充実が図られており、事業 者や資源エネルギー庁は様々な取組を進めてきています。例えば、廃炉・汚染水・処理水対 策に関して、進捗状況を分かりやすく伝えるためのパンフレットや解説動画を作成し、情報 発信を行っています(図 5-9)。











「ALPS処理水の海洋放出」

「燃料デブリの取り出しに 「福島第一原子力発電所 向けて」

パンフレット 「廃炉の大切な話 2022」

パンフレット THAIRO MIRAIJ

図 5-9 東電福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策に関する広報資料 (出典)資源エネルギー庁「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」より作成

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF) は、2016 年から「福島第一廃炉国際フォーラム」 を実施し、廃炉の最新の進捗、技術的成果を国内外の専門家が広く共有するとともに、地元 住民との双方向のコミュニケーションを実施しています。

汚染水・処理水対策に関しては、ALPS 処理水の海洋放出に伴い風評影響を受け得る方々 の状況や課題を随時把握するため、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向 けた関係閣僚会議の下にワーキンググループが新設されました。同ワーキンググループは、 2021年5月から7月にかけて福島県、宮城県、茨城県、東京都内で計6回開催され、書面 での意見提出も含め、自治体、農林漁業者、観光業者、消費者団体等の46団体との意見交 換を実施しました(図 5-10)。この意見交換の内容等を踏まえ、2021 年 8 月に「東京電力 ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に伴う当面の 対策の取りまとめ」が公表されました10。

当パッケージには、2021 年 4 月に決定された「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」の 着実な実行への貢献を目標とし、四つの考え方に立って関係省庁が一丸となり取り組む情 報発信等について記載されています(図 5-11)。復興庁は、2021 年 8 月に、ALPS 処理水に 関する解説動画「ALPS 処理水について知ってほしい3つのこと」11を公開しています。2022 年 4 月に「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ〜消費者等の安 心と国際社会の理解に向けて~」は改訂され、改訂版のパッケージに基づいた情報発信等の 取組強化が進められています。

¹⁰ 第6章6-1(2)①「汚染水・処理水対策」を参照。

¹¹ https://youtu.be/-bDpyWMGSZo

安全性

- ・確実に<u>浄化処理</u>し、東電任せにせず、国際機関等外部の目で、 複層的に測定・監視すべき。
- ・海水・水産物モニタリングを拡充、わかりやすく情報発信すべき。等

国民・国際社会の理解醸成

【基本方針への意見等】

- ・風評の懸念がある中、海洋放出に反対。別の方法を検討すべき。
- ・「<u>理解を得るまで放出しない</u>」とした福島県漁連への回答と、基本 方針の決定との関係を説明すべき。

【説明内容】

- ・科学的・客観的なデータに基づく、正確な情報発信をすべき。
- ・放出は、基本方針の発表から約2年後と強調すべき。もう放出しているとの誤解もある。

【説明先】

- ・生産者、取引先、販売者などに広く説明すべき。
- ・学校の放射線教育を充実すべき。
- ・輸入規制を回避するため、海外向け説明を強化すべき。 等

風評対策

【総論】

- 被災地間で、支援策に差をつけないようにするべき。
- 過去の風評対策の検証が必要。

【水産業・農林業・観光業など】

- ・生産者に加え、サプライチェーン全体を強くする支援が必要。
- ・出荷前、市場など<u>複層的な検査</u>が必要。
- ・農林水産物の販売フェア、飲食店の応援が必要。
- ・観光メニューをつくる人の招致。地域コンテンツの磨上げ支援 等

セーフティネット・賠償

- ・政府が前面に立ち、最後まで責任を持つべき。
- ・立証責任を被害者に寄せない仕組みが必要。
- ・魚の一時的買取り等、安心して漁業を継続できる仕組みが必要。

将来技術ほか

- ・トリチウム分離技術の開発に取り組むべき。
- ・東電の管理体制を厳しく指導すべき。信頼回復に努めるべき。等

図 5-10 ワーキンググループ等でいただいた主な意見

(出典)第2回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議資料1 廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局「ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」(2021年)

- 安全性についての情報発信のみならず、消費者等の「安心」 につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発 信を関係府省庁が連携して展開する。
- 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの意見・ 要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく 戦略的に対応する。
- 継続的に風評に関する状況等を把握し、それに応じた必要な 情報を効果的に発信する。

図 5-11 ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージの前提となる考え方

(出典) 令和 4 年 4 月 26 日開催 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 資料 3 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ〜消費者等の安心と国際社会の理解に向けて〜」 (2022 年) より作成

例えば、実際に処理水を用いて魚を飼育して影響がないことを実証してほしい等の意見が住民等から出たことを踏まえて、2022 年 9 月から東京電力が海水と海水で希釈した ALPS 処理水の双方において海洋生物の飼育試験¹²を実施しています。また、2022 年 12 月には ALPS 処理水の海洋放出に係る特設ウェブサイト「みんなで知ろう。考えよう。 ALPS 処理水のこと(知ってほしい 5 つのこと)」が公開されました(図 5-12)。同サイトでは、西村経済産業大臣からのメッセージ動画やアニメーション動画等の ALPS 処理水について分かりやすくまとめたコンテンツが掲載されています。また、海外向けに英語版も公開されています。

¹² 第6章6-1(2)①「汚染水・処理水対策」を参照。



図 5-12 ALPS 処理水の海洋放出に係る特設ウェブサイト 「みんなで知ろう。考えよう。ALPS 処理水のこと(知ってほしい 5 つのこと)」トップページ (出典)経済産業省「みんなで知ろう。考えよう。ALPS 処理水のこと」より作成

コラム ~ 各関係省庁による ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた取組~

「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ〜消費者等の安心と国際社会の理解に向けて〜」に基づき、各関係省庁においてALPS 処理水に係る理解醸成に向けた取組が進められています。例えば、環境省では、消費者等の安心につながる取組として、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターが福島県内外において実施している車座意見交換会やセミナー等において ALPS 処理水を題材に取り上げ、参加者への説明を実施しています。経済産業省では、



高校生を対象とした出前授業

(出典)原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース(令和4年4月26日) 資料2-7 経済産業省「ALPS 処理水に係る対応(国民・国際社会の理解醸成に向けて)」(2022)

教育現場における理解醸成の取組として、福島県内外の高校等を対象とした出前授業や東電福島第一原発の視察等に取り組んでいます。また、福島県及び県内市町村自らが創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援等も進めています。復興庁では、2021 年度に創設した地域情報発信交付金を用いて、福島県内の各地方公共団体による風評払拭に向けた情報発信を支援しています。

海外に向けた戦略的な発信策として、例えば、外務省では、欧州を代表する多言語ニュースチャンネルであるユーロニュースと連携し、復興の取組をテーマにした番組や福島産食品の安全性確保に関する取組と各国の輸入規制緩和の動向をテーマにした番組を制作・放送しました。

効果的な情報発信のために国内外の状況を継続的に把握する取組も行われています。復 興庁では ALPS 処理水の安全性等に関する国内外の認識状況について調査を実施しています。

5-5 立地地域との共生

我が国の原子力利用には、原子力関係施設の立地自治体や住民等関係者の理解と協力が必要であり、関係者のエネルギー安定供給への貢献を再認識していくことが重要です。また、立地地域においては、地域経済の持続的な発展につながる地域資源の開発・観光客の誘致等の地域振興策、地域経済への影響の緩和、防災体制の充実等、地域ごとに様々な課題を抱えており、政府は真摯に向き合い、それに対する取組を進めることが必要です。

立地地域との共生を図る観点から、国は、電源三法(「電源開発促進税法」(昭和 49 年法律第 79 号)、「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)、「発電用施設周辺地域整備法」(昭和 49 年法律第 78 号))に基づく地方公共団体への交付金の交付(図 5-13)等を行っています。

2023 年度予算では、「電源立地地域対策交付金」として 745 億円が計上されており、道路、 水道、教育文化施設等の整備や維持補修等の公共用施設整備事業や、地域の観光情報の発信 や地場産業支援等の地域活性化事業等に活用されます。

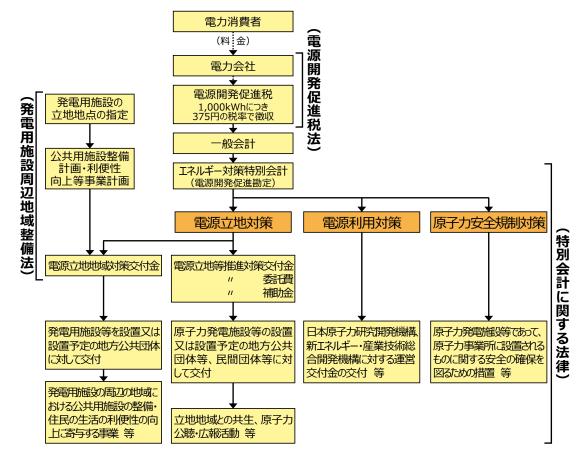


図 5-13 電源三法制度

(出典)電気事業連合会「INFOBASE」に基づき作成

原子力発電施設等の立地地域について、防災に配慮しつつ、地域振興を図ることを目的として、2000年12月に10年間の時限を設けて成立した「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(平成12年法律第148号。以下「原子力立地地域特措法」という。)は、2010年12月の法改正により10年間延長され、2021年3月の法改正により更に10年間延長されました。原子力立地地域特措法に基づき、避難道路や避難所等の防災インフラ整備への支援等の措置が講じられています(図5-14)。

(1)防災インフラ整備への支援

【対象】

住民生活の安全の確保に資する道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設 【支援内容】

①国の補助率のかさ上げ(50%→55%) ②地方債への交付税措置(70%)

地方負担は実質13.5%

(2)企業投資・誘致への支援 (不均一課税による地方団体の減収額を交付税で補てん)

【対象事業】

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

【対象税目】

設備の新増設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税

【支援内容】

地方公共団体が、不均一課税を行い、地方税を減額した場合、その減収分の一定割合(75%)を交付税で補てん

図 5-14 原子力立地地域特措法による立地地域に対する支援措置

(出典)第42回原子力委員会資料第1-1号 原子力政策担当室「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について」(2020年)に基づき作成

また、エネルギーの安定供給を支えてこられた原子力発電施設の立地地域が引き続き持続的に発展していけるよう、原子力に関する研究開発等の取組や新たな産業の創出、地域産品・サービスの付加価値向上等中長期的な視点に立った地域振興に国と立地地域が一体となって取り組んでいます。

具体的には、再稼働や廃炉など、原子力発電施設を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するため、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業による地方公共団体への交付金の交付や、地域資源の活用とブランド力の強化を図る産品・サービスの開発、販路拡大、PR 活動等の地域の取組に対し、専門家を活用した支援も実施しています。例えば、福井県高浜町における6次産業化施設「UMIKARA」の立ち上げに当たっては、具体的な商品開発の企画や事業計画づくりの支援をはじめ、新施設の開業に向けた全工程で伴走支援を実施しています。

加えて、経済産業省経済産業局においても、地域振興に関する取組支援として、立地地域 への定期訪問を通じた地域ニーズの把握と他省庁との連携等による課題解決に向けた取組 を行っています。取組の一例として、中部経済産業局は、静岡県御前崎市及び周辺市と連携 して地元スイーツのスタンプラリーやタレント等による試食会を開催し、SNS による情報発 信を通じて地域の魅力・知名度向上に向けた支援をしています。九州経済産業局は、鹿児島 県薩摩川内市の甑島観光について民間事業者主導の体制構築を目指し、2022 度に甑島を中 心とする薩摩川内市、いちき串木野市での広域観光の可能性について検討し、民間事業者が 提供するサービスとの連携可能性について検証すべく、モニターツアーを実施しました。

さらに、原子力発電所立地地域の産業の複線化や新産業・雇用の創出も含め、各地域の要 望に応じて立地地域の「将来像」を共に描く枠組み等を設け、各地域の実態に即した支援を 進めることとしています。例えば、我が国初の40年超となる原子力発電所の運転が進む福 井県嶺南地域において、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」が 開催されました。同会議では、福井県及び県内の原子力発電所立地自治体、国、原子力事業 者が、目指すべき「地域の将来像」を共有するとともに、その実現に向けた国や事業者の取 組を充実、深化させていくことを目的としています。2022年度までに計4回開催され、2022 年6月には、福井県・原子力発電所の立地地域の「将来像の実現に向けた基本方針と取組」 の取りまとめが公表されました。同取りまとめでは、世の中の傾向や地域の環境変化・特性 や「しごと」と「暮らし」における地域の取組の方向性を整理した上で、地域の将来像、そ の実現に向けた基本方針及び国等の取組等が示されています。今後、共創会議の下に「事業 推進ワーキンググループ」を設置し、継続的に各主体による取組状況のフォローアップを行 うとともに、事業の進捗や関連政策の動向を踏まえ、取組の深化・充実等を図ることとして います。

各電力事業者においても、発電所立地地域において地域の基幹産業の振興や生活基盤の 整備等を目指して地域共生の取組が進められています。例えば、福井県の嶺南地域において、 関西電力は農・水・食の分野において地域のニーズと先進スタートアップ企業等のシーズの マッチングを支援するプロジェクトを実施しています。